

平成 17 年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査
報 告 書

市民局人権・男女共同参画室

目 次

I 調査概要	1 ページ
II 調査結果（まとめ）	2 ページ
III 課題及び今後の改善策	5 ページ

[集 計]

1 審議会等委員への女性の参加状況（年度別）	7 ページ
2 審議会等委員への女性の参加状況（局区別）	8 ページ
3 審議会等委員への女性の参加状況（地方自治法根拠別）	9 ページ
4 審議会等委員への女性の参加状況（審議会等別）	10 ページ
5 各局区における女性委員の参加比率分布	22 ページ
6 女性のいない審議会等 集計	23 ページ

[参考資料]

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	1 ページ
調査の実施に伴う留意事項	4 ページ

平成 17 年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について

【結果報告】

I 調査概要

<本調査の目的>

川崎市では、1990（平成 2）年に施行した「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（以下「参加促進要綱」という。）に基づき、「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」を毎年実施しています。

この調査は、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する一環として川崎市の審議会等委員への女性の参加を促進するために、参加促進要綱第 3 条に規定されている参加比率の達成状況（*1）を定期的に把握することを主たる目的としています。

*1 第 3 条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が 2008（平成 20）年度までに、35 パーセントとなるようめざすことを目標とする。

<調査内容>

(1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」（様式 1）

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 定員 | ⑤ 委員の任期 |
| ② 現員 | ⑥ 再任の取扱い |
| ③ 女性委員の現員及び割合 | ⑦ 委員選任時における男女比への配慮度 |
| ④ 公募委員の現員及び女性委員数 | ⑧ その他 |

(2) 「女性のいない審議会等の参加促進計画」（様式 2）※女性委員のいない審議会等を対象

- ① 女性委員のいない理由
- ② 女性の参加促進計画

<調査設計>

- (1) 調査対象 28 局・室・区（審議会等の総数 188）
- (2) 調査期間 2005（平成 17）年 6 月 6 日（月）～7 月 4 日（月）
- (3) 調査基準日 2005（平成 17）年 6 月 1 日現在

※ 未設置、委員選任中、審議会等は存在しているが実際に委員が選任されていない状況にあるものについては、本調査の対象から除外しました。

<数字の見方>

- (1) 「N」は、図1では審議会等の総数を意味し、図2では女性委員のいない審議会等の総数を意味しています。
- (2) 比率については、審議会等の委員総数を100.0%として算出し、小数点第2位を四捨五入しています。そのため、構成比の合計が100.0%にならない場合があります。

II 調査結果（まとめ）

2005（平成17）年6月1日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について調査を行った結果は、次のとおりでした。

2-1. 女性の参加比率について

◆ 女性の参加比率は27.8%。昨年度比0.4ポイント増。

- 川崎市の審議会等の委員総数2,892人のうち、女性は804人、男性は2,088人で、女性の参加比率は27.8%である。
- 前年度と比較すると、0.4ポイントの増加である。

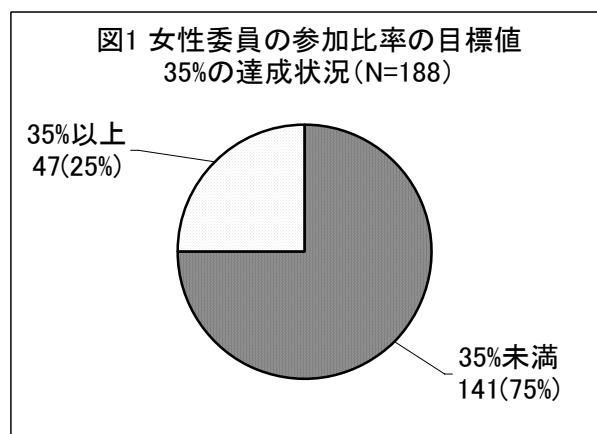
表1 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率（男女別）

	審議会等の委員数（人）			
	2005（平成17）年度		2004（平成16）年度	
女性	804人	27.8%	872人	27.4%
男性	2,088人	72.2%	2,312人	72.6%
総数	2,892人	100.0%	3,184人	100.0%

（調査時点はともに6月1日現在）

◆ 審議会等の総数188のうち、女性の参加比率35%以上のものは47。35%未満のものは141。

- 審議会等の総数188のうち、女性の参加比率が35%以上のものは47で、全体の25.0%である。
- 35%未満のものは141で、全体の75.0%である。



◆ 局区別の女性の参加比率は、幸区役所が最も高く、病院局が最も低い。

- 局区別の女性の参加比率は、幸区役所が最も高く（43.4%）、病院局が最も低い（5.6%）。

表2 女性の参加比率（局区別）

局名	参加比率	局名	参加比率
幸区役所	43.4%	多摩区役所	29.2%
中原区役所	36.4%	まちづくり局	27.0%
川崎区役所	35.6%	健康福祉局	26.7%
財政局	33.3%	環境局	20.9%
麻生区役所	33.3%	総合企画局	20.0%
消防局	32.7%	交通局	16.7%
宮前区役所	30.9%	建設局	14.3%
水道局	30.8%	経済局	13.4%
教育委員会	30.7%	港湾局	11.1%
市民局	29.9%	総務局	9.5%
高津区役所	29.4%	病院局	5.6%

- なお、平成16年6月1日現在と比べ、女性の参加比率が1ポイント以上増加した局区は、6である。

表3 女性の参加比率が1ポイント以上増加した局区

局名等	参加比率	局名等	参加比率
川崎区役所	+8.6	まちづくり局	+2.2
経済局	+4.3	健康福祉局	+2.2
港湾局	+3.7	教育委員会	+1.5
中原区役所	+3.5		

◆ 女性の参加は、区役所で進んでいる。

- 区役所における女性の参加は、局区別女性の参加比率（表2）では上位10の審議会等のうち5を占める。
- 区役所別では、幸区役所が最も高く（43.4%）、中原区役所（36.4%）、川崎区役所（35.6%）がそれに続き、いずれも数値目標35%を達成している。前回参加比率が一番低かった川崎区役所においては（27.0%）、7区中3番目に高い比率となった。
- 区役所以外では、財政局が最も高く（33.3%）、消防局（32.7%）、水道局（30.8%）がそれに続く。一番低いのは病院局（5.6%）である。
- 区役所において女性の参加が進んでいる理由としては、委員の選出母体に、市民活動グループやボランティアグループ等が割り当てられていることが考えられる。
- これまで、草の根の市民活動は主に女性が担う傾向があった。そのことが、区役所における女性の参加が進んでいるひとつの要因であると考えられる。

◆ 審議会等の総数 188 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数¹で構成されているものは、17。

- 審議会等の総数 188 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は、次の 17 (9.0%) である。

表 4 審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等

総務局 (1)	まちづくり局 (2)
● 川崎市公務災害補償等審査会	● 川崎市建築審査会
● 川崎市入札監視委員会	● 川崎市開発審査会
● 川崎市政府調達苦情検討委員会	高津区役所 (1)
● 川崎市不動産評価専門員	● 高津区地域保健推進会議
● 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会	宮前区役所 (1)
● かわさき人権啓発推進協議会	● 宮前区民生委員推薦区会
● 川崎市男女平等推進審議会	教育委員会 (4)
● 川崎市精度管理専門委員会	● 川崎市立学校児童生徒結核対策委員会
● 川崎市医療安全相談センター運営協議会	● 川崎市多摩市民館運営審議会
	● 川崎市麻生市民館運営審議会
	● 川崎市地域日本語教育推進協議会

2-2. 女性委員のいない審議会等について

◆ 女性委員のいない審議会等の数は 16。全体の 8.5%。

- 女性委員のいない審議会等の数は、188 のうち 16 であり、全体の 8.5% である。
- 前年度と比較すると、5 減少している²。

表 5 女性委員のいない審議会等 (局区別)

総務局 (3)	まちづくり局 (1)
● 川崎市原子力施設安全対策協議会	● 川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会
● 川崎市情報化戦略会議	幸区役所 (1)
● 川崎市専門委員 (法規担当)	● 幸区民生委員推薦区会
経済局 (1)	麻生区役所 (1)
● 川崎市中央卸売市場南部市場取引委員会	● 川崎市老人保健連絡麻生地区協議会
環境局 (2)	消防局 (1)
● 川崎市廃棄物処理施設専門家会議	● 川崎市危険物保安審議会
● 汚染土壌浄化施設認定等検討会議	
健康福祉局 (5)	教育委員会 (1)
● 川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	● 川崎市地名資料評価委員会
● 川崎市明るい町づくり対策協議会	
● 社会復帰訓練所入所者受理会議	
● 川崎市救急医療情報システム運営委員会	
● 川崎市小児救急医療連絡協議会	

¹ 参加促進要綱第 3 条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標としている。したがって、前年度に引き続き、委員総数 (現員) が偶数の場合は男女の委員数が半数であること、奇数の場合は男女の委員数の差が 1 人である審議会等を「ほぼ同数」とした。

² 2004 (平成 16) 年度、女性委員のいない審議会等の数は 21 であった。

◆ 局区別の女性委員のいない審議会等の比率は、総務局が最も高い。

- 局区別の女性委員のいない審議会等の比率が最も高いのは、総務局で 37.5%である。
- 総務局に続くのは、消防局（33.0%）、環境局（28.6%）である。

◆ 女性委員のいない審議会等の 76.2%は、要綱等に基づき設置している審議会等である。

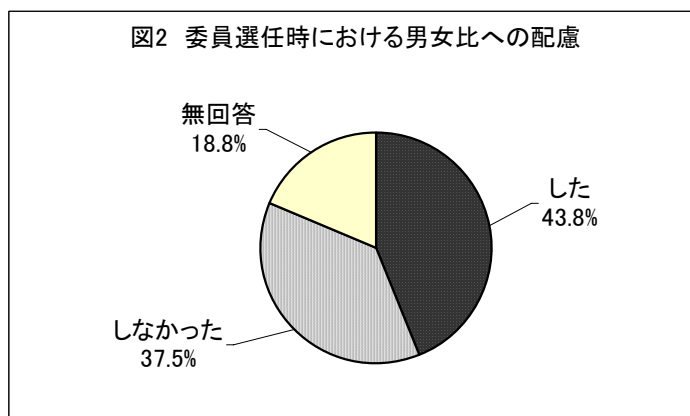
- 女性委員のいない 16 の審議会等を根拠法別にみると、法令又は政令に基づき設置しているものが 1（6.3%）、法律、条例に基づき設置しているものが 2（33.3%）、常設又は臨時に設置される専門委員が 1（6.3%）、その他要綱等に基づき設置しているものが 12（75%）である。

◆ 女性委員のいない理由は、いわゆる「あて職」の問題である³。

- 要綱において職や職務を指定している審議会等ほど、結果として女性の参加が阻まれている。
- 各審議会等が必要とする専門分野に女性の参画が少ないことも、女性の参加が促進されない原因となっていると考えられる。

◆ 女性委員のいない審議会等の総数 16 のうち、委員選任時に男女比に配慮した審議会等は、7（43.8%）。

- 女性のいない審議会等 16 を対象に委員選任時における男女比への配慮度を調査した。その結果、配慮した審議会等は 7（43.8%）、配慮していない審議会等は 6（37.5%）、無回答は 3（18.8%）⁴であった。



III 課題及び今後の改善策

今年度の調査結果を踏まえ、今後も各局・室・区と協議し、次のようなさまざまな方策を講じていく予定です。

(1) 事前協議の一層の強化・徹底

事前協議制については、各審議会等の委員の改選サイクルが個々の審議会等で様々であることや担当者が定期的に代わること、適切な周知がなされてこなかったこと等の理由により、事前協

³ 「6 女性委員のいない審議会等集計」参照。

⁴ これらが無回答であるのは、あて職のため配慮の余地がないことが理由として考えられる。

議制そのものが実効性のある仕組みになっていなかったことから、2005（平成17）年度4月に参加促進要綱を改正、強化しました⁵。

事前協議制は同年7月1日以降委嘱が行われる審議会等を対象に随時実施したため、その効果は本年度調査には反映されていません⁶。今後引き続き、審議会等所管局との実効性ある協議に努めます。

また、事前協議において、事前協議書の提出数の増加が女性委員の参加比率向上に直接結びつかない現状があることから、事前協議結果をもとに課題を更に研究し、効果的な解決策を検討していきます。

(2) 審議会等委員への女性の参加促進に係る趣旨の周知徹底

本年度は、川崎市審議会等委員への女性の参加促進に係る趣旨の周知を徹底するため、『川崎市審議会等委員への女性の参加促進について－要綱解説－』（以下「解説」という。）を作成し、「人権・男女共同参画推進連絡会議」を通じた周知を行いました。また、要綱や解説、事前協議制に係る様式等を常時ダウンロードできる環境を整備、実際の運用の過程において所管課から出された課題への対処方法なども随時公開し、広く審議会所管課との情報の共有化に取り組んでいます。

審議会等へ女性の参加を促進することは、多様な知見、スキルが増加するということであり、市における課題解決能力の向上、創造力の向上という直接的な効果を生み出し、市としてのパフォーマンス度を高めると考えます。

今後、より一層の理解を深めるために、職員、とりわけ管理職レベルへの定期的な周知に努めるとともに、審議会等を所管する担当者が参加促進についての具体的手法を常時入手できるよう、事例を随時提供し、積極的な取組についてはプラスに評価し、広報していく体制の整備に努めます。

(3) 川崎市女性人材リストの改訂、効果的な情報提供方法の検討

専門分野に女性が少ないため、結果として女性委員を選任できない状況にある審議会等については、求めに応じて適切な女性人材を随時提供できる環境を整備しておくことが重要です。

川崎市では、1995（平成7）年に女性人材リストを改訂し、1,040名を分野ごとに分類した「女性人材リスト」を作成していますが、今後新たに内容を更新し、より一層の充実を図る必要があります。

この「女性人材リスト」については、個人情報徹底して保護するため、市民局人権・男女共同参画室において厳重に管理し、現在利用を希望する各局・室・区は、市民局人権・男女共同参画室に出向かなければ見ることができないシステムとしています。しかしながら、このような閲覧システムでは、利用者の立場からは利用しやすいものではありません。

今後、人材リストを改訂し、イントラを通じ、個人情報の保護に十二分に配慮した差し支えない範囲での情報を、各局・室・区から自由に検索できるような環境の整備を、早急に進めます。

また、より幅広い人材を提供できるよう、市の女性人材リストのみならず、市民局人権・男女共同参画室を通じ、国や県の人材情報も引き続き提供していきます。

⁵ 主な強化点は、①事前協議書を委嘱伺いの際の添付資料としたこと、②個々の審議会等の性格に配慮した協議を行うこと、である。

⁶ 効果を測るためには、任期や委嘱日が個々の審議会等で異なることをふまえると、少なくとも3～5年程度の経過をふまえる必要がある。

集 計

1 審議会等委員への女性の参加状況（年度別）

毎年6月1日現在

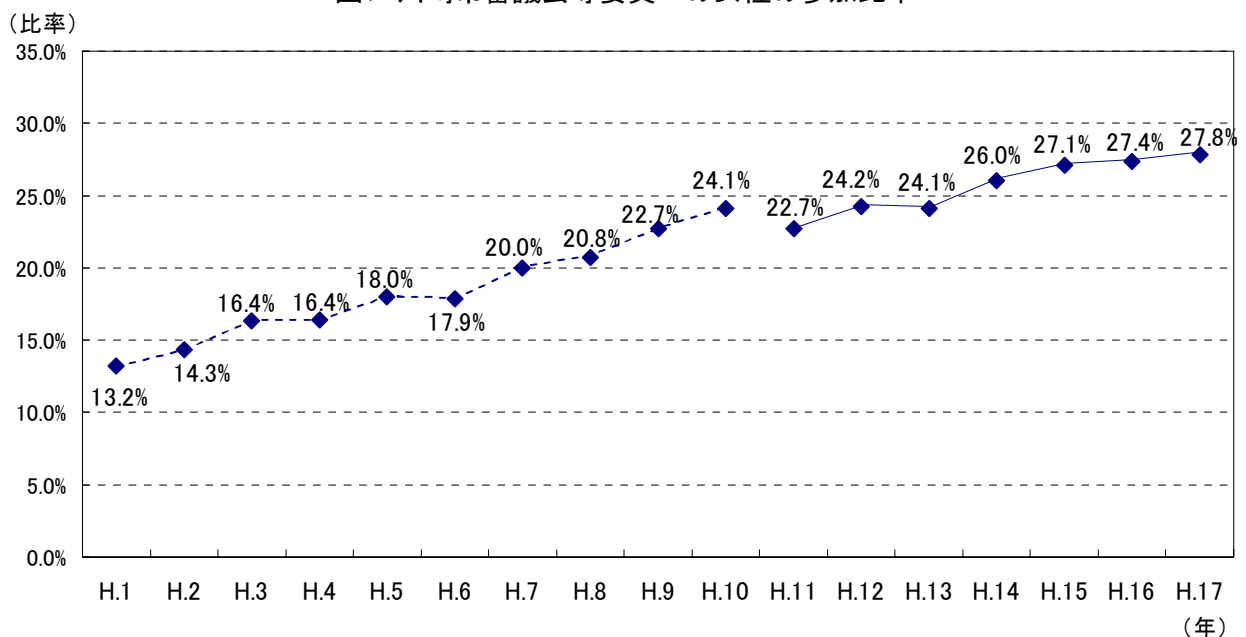
	審議会等の数	女性委員のいない 審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	女性委員の参加比率(%)
1985(昭和60)年			2,934	333	11.3%
1986(昭和61)年			2,908	355	12.2%
1987(昭和62)年			2,915	402	13.8%
1988(昭和63)年	106	50	2,944	396	13.5%
1989(平成元年)	116	54	3,221	425	13.2%
1990(平成2)年	129	53	3,389	486	14.3%
1991(平成3)年	122	40	3,223	527	16.4%
1992(平成4)年	123	42	3,420	560	16.4%
1993(平成5)年	201	53	3,373	607	18.0%
1994(平成6)年	200	46	3,288	587	17.9%
1995(平成7)年	219	42	3,730	746	20.0%
1996(平成8)年	243	36	3,990	828	20.8%
1997(平成9)年	233	36	3,704	841	22.7%
1998(平成10)年	244	27	3,747	904	24.1%
1999(平成11)年	217	27	3,104	705	22.7%
2000(平成12)年	213	25	3,334	808	24.2%
2001(平成13)年	213	22	3,304	796	24.1%
2002(平成14)年	214	18	3,254	847	26.0%
2003(平成15)年	215	22	3,339	905	27.1%
2004(平成16)年	207	21	3,184	872	27.4%
2005(平成17)年	188	16	2,892	804	27.8%

* 「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2年6月1日施行。

* 平成11年から、調査対象を参加促進要綱に基づくものに限定した。したがって前年度までと対象が異なり、審議会等の数及び委員数の数値に連続性はない。

* 平成16年度から、審議会等委員における女性比率の目標値が35%に変更となっている。

図1 川崎市審議会等委員への女性の参加比率



2 審議会等委員への女性の参加状況（局別）

No.	局名等	審議会等の数と 昨年比	委員数が男女ほぼ同数の 審議会等の数と全審議会数 に占める割合	女性委員が35%に満たない 審議会等の数と全審議会 数に占める割合	左のうち女性 委員のいない 審議会等の数	審議会等 委員の総数	女性 委員数	女性委員の参加比率と 昨年比
1	総務局	8 (±0)	1 (12.5%)	8 (100.0%)	3	137	13	9.5% (-3.3)
2	総合企画局	1 (-5)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	5	1	20.0% (-5.9)
3	財政局	3 (+1)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0	9	3	33.3% (±0)
4	市民局	17 (-1)	3 (17.6%)	10 (58.8%)	0	271	81	29.9% (-1.9)
5	経済局	6 (+1)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	1	82	11	13.4% (+4.3)
6	環境局	7 (±0)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	2	110	23	20.9% (-0.2)
7	健康福祉局	44 (-6)	2 (4.5%)	36 (81.8%)	5	853	228	26.7% (+2.2)
8	まちづくり局	8 (±0)	2 (25.0%)	4 (50.0%)	1	111	30	27.0% (+2.2)
9	建設局	3 (±0)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0	49	7	14.3% (-6.1)
10	港湾局	1 (±0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	27	3	11.1% (+3.7)
11	川崎区役所	6 (±0)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	0	73	26	35.6% (+8.6)
12	幸区役所	8 (-2)	0 (0.0%)	5 (62.5%)	1	166	72	43.4% (-1.7)
13	中原区役所	6 (-2)	0 (0.0%)	3 (50.0%)	0	77	28	36.4% (+3.5)
14	高津区役所	7 (-2)	1 (14.3%)	6 (85.7%)	0	119	35	29.4% (-2.9)
15	宮前区役所	6 (-1)	1 (16.7%)	4 (66.7%)	0	68	21	30.9% (-5.4)
16	多摩区役所	6 (-1)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	0	72	21	29.2% (-3.0)
17	麻生区役所	6 (-1)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	1	72	24	33.3% (-0.8)
18	水道局	1 -	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	13	4	30.8% -
19	交通局	1 (±0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	6	1	16.7% (±0)
20	病院局	1 -	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	18	1	5.6% -
21	消防局	3 (±0)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	1	52	17	32.7% (±0)
22	教育委員会	39 (-2)	4 (10.3%)	24 (61.5%)	1	502	154	30.7% (+1.5)
計		188 (-19)	17 (9.0%)	141 (9.0%)	16	2,892	804	27.8% (+0.4%)

* 全28局区室に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局区は22であった。なお、参加比率が最も高かったのは、幸区役所（43.4%、前年比1.7ポイント減）である。35%を超えている局区は、川崎区役所、幸区役所、中原区役所の3つであった。

3 審議会等委員への女性の参加状況（地方自治法根拠別）

* 川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査では、地方自治法の根拠等に基づき、区分を次のAからDまでに分類しています。

区分A（地方自治法第202条の3）	法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、調停、審査、審議又は調査等を行う附属機関
区分B（地方自治法第138条の4）	法律が定める委員会又は委員，自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための附属機関
区分C（地方自治法第174条）	常設又は臨時の専門委員
区分D	要綱に基づくもの

また、「調査の実施に伴う留意事項」により、次の審議会等を除外対象としています。

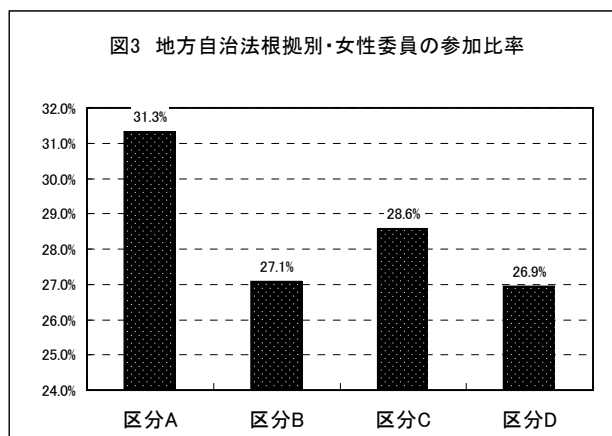
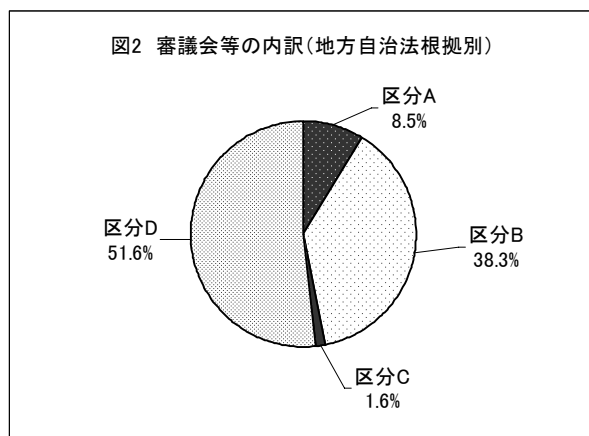
- ・ 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの
- ・ 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの
- ・ 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整のために設置されるもの
- ・ 各種事業委託の委託団体として設置されるもの、及びその委託団体によって設置されるもの

※ 上部委員会と委員が同一で補助的なもの、協議内容が一体のもの、啓発事業や行事の実施団体、事前協議(*1)の結果、対象除外とみなされたものについても本調査の対象外としました。

(*1) 審議会等を所管する局長等と市民局長との間で行う、審議会等の委員への女性の参画促進にむけた協議をいう。

表1 参加促進要綱による集計

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
A : 地方自治法第202条の3	16	533	167	366	31.3%
B : 地方自治法第138条の4	72	960	260	700	27.1%
C : 地方自治法第174条	3	14	4	10	28.6%
(法律・条令 小計)	91	1,507	431	1,076	28.6%
D : 要綱等	97	1,385	373	1,012	26.9%
合計	188	2,892	804	2,088	27.8%



* 要綱等をもとに設置している審議会等が51.6%と最も多い。

表2 参加促進要綱適用除外の附属機関の状況

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
A : 地方自治法第202条の3	1	7	3	4	42.9%
B : 地方自治法第138条の4	6	65	13	52	20.0%
合計	7	72	16	56	22.2%

表3 附属機関の状況

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
A : 地方自治法第202条の3	17	540	170	370	31.5%
B : 地方自治法第138条の4	78	1,025	273	752	26.6%
合計	95	1,565	443	1,122	28.3%

4 審議会等委員への女性の参加状況（審議会等別） 平成17年6月1日現在

(区分) A：地方自治法第202条の3
 B：地方自治法第138条の4
 C：地方自治法第174条
 D：要綱等

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	うち女性						
総務局														
1	姉妹・友好都市等交流推進川崎市民委員会	交流推進課	-	41	6	14.6%	0	0	2		あり		D	姉妹・友好都市等交流推進川崎市民委員会設置要綱
2	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	7以内	5	4	80.0%	1	1	2	17	10	除外	(B)	川崎市資産公開等審査会条例第5条
3	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	3以内	1	1	100.0%	0	0	2	17	12	除外	(C)	川崎市個人情報保護条例
4	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	行政情報課	8以内	8	4	50.0%	0	0	2	18	10	除外	(B)	川崎市情報公開条例第25条
5	川崎市情報公開運営審査会	行政情報課	15以内	14	4	28.6%	2	0	2	17	12	あり	B	川崎市情報公開条例
6	川崎市職員衛生管理審査委員会	職員厚生課	若干名	9	1	11.1%	0	0	規定なし		なし	行政	(B)	川崎市職員衛生管理規則第19条
7	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	5	4	1	25.0%	0	0	3	19	1	あり	B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条
8	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	3	3	1	33.3%	0	0	3	17	7	あり	B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条
9	川崎市情報化戦略会議	システム企画課	7	7	0	0.0%	0	0	1	18	3	あり	D	川崎市情報化戦略会議設置要綱
10	川崎市原子力施設安全対策協議会	危機管理室	9	9	0	0.0%	0	0	なし	なし	なし		D	原子力災害特別措置法、川崎市原子力施設安全対策協議会要綱
11	川崎市防災会議	危機管理室	70以内	57	1	1.8%	0	0	2	18	3	あり	A	災害対策基本法第16条第5項
12	川崎市専門委員(法規担当)	法制課	2	2	0	0.0%	0	0	2	19	3	あり	C	
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			160	23	14.4%	3	1						
総務局合計(審議会等の数:8)				137	13	9.5%	2	0						
総合企画局														
1	川崎市事業評価検討委員会	政策部政策評価担当	5以内	5	1	20.0%	0	0	2	17	3	あり	D	川崎市事業評価検討委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			5	1	20.0%	0	0						
総合企画局合計(審議会等の数:1)				5	1	20.0%	0	0						
財政局														
1	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	20	4	あり	D	川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱
2	川崎市内札監視委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	20	3	あり	D	川崎市内札監視委員会設置要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員 人数(人)	公募のうち 女性	任期(年)	現委員の 任期満了		再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)				年	月				
3	川崎市土地利用審査会	土地審査課	7	7	3	42.9%	0	0	3	19	10	あり	議会 除外	(A)	国土利用計画法、土地利用審査会条例
4	川崎市不動産評価専門委員	土地審査課	3	3	1	33.3%	-	-	2	17	7	あり		C	川崎市不動産評価委員会規程
5	固定資産評価員	税制課	1	1	0	0.0%	-	-	なし	-	-	なし	議会 除外	(C)	地方税法第404条、川崎市市税条例第56条
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			17	6	6	35.3%	0	0							
財政局合計(審議会等の数:3)			9	9	3	33.3%	0	0							
市民局															
1	川崎市交通安全対策会議	地域生活課	20以内	19	0	0.0%	0	0	2	17	6	あり	行政 除外	(B)	交通安全対策基本法第18条第1項、交通安全対策 会議条例
2	川崎市消費者保護委員会	消費者行政センター	9以内	9	4	44.4%	1	1	2	18	3	あり	議会 除外	(B)	川崎市消費者の利益の保護及び増進に関する条 例
-	川崎市消費者保護委員会苦情処理部会	消費者行政センター	10以内									あり		D	川崎市消費者保護委員会苦情処理部会設置要綱
-	川崎市食品安全確保対策協議会	消費者行政センター	20以内						2			あり		D	川崎市食品安全確保対策協議会設置要項
3	川崎市青少年問題協議会	青少年育成課	35以内	35	10	28.6%	0	0	2	18	3	あり		B	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議 会条例、施行規則
4	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	勤労市民室	30以内	17	3	17.6%	0	0	2	18	8	あり		B	川崎市勤労者福祉共済条例
5	川崎市労働問題協議会	勤労市民室	20以内	19	4	21.1%	0	0	2	19	3	あり		D	川崎市労働問題協議会要綱
6	かわさきマイスター選考委員会	勤労市民室	10以内	9	3	33.3%	0	0	3	18	3	あり		D	川崎市マイスター事業要綱、かわさきマイスター選考 委員会運営要綱
7	川崎市技能功労者等選考委員会	生活文化会館	規定なし	47	2	4.3%	0	0	2	18	8	あり		D	川崎市技能功労者等選考委員会要綱及び要綱
8	川崎市生活文化会館運営委員会	生活文化会館	11以内	11	3	27.3%	0	0	2	18	10	あり		B	川崎市生活文化会館条例第15条、同施行規則第14 条及び運営要綱
9	川崎市立労働会館運営委員会	労働会館	10以内	10	3	30.0%	0	0	2	18	9	あり		B	川崎市立労働会館条例、同運営委員会要綱
10	川崎市外国人市民代表者会議	人権・男女共同参画室	26以内	25	15	60.0%	25	15	2	18	3	あり		B	川崎市外国人市民代表者会議条例
11	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委 員会	人権・男女共同参画室	5以内	4	2	50.0%	0	0	2	17	3	あり		B	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会 選任要領
12	かわさき人権啓発推進協議会	人権・男女共同参画室	20以内	14	7	50.0%	3	3	2	19	3	あり		D	かわさき人権啓発推進協議会設置要綱
13	川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室	13以内	13	7	53.8%	3	2	2	18	5	あり		B	男女平等かわさき条例
14	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権・男女共同参画室	10以内	10	6	60.0%	2	2	2	18	6	あり		B	川崎市男女共同参画センター条例
15	川崎市子どもの権利委員会	人権・男女共同参画室	10以内	10	4	40.0%	2	2	3	19	9	あり		B	川崎市子どもの権利に関する条例
16	川崎市平和館運営委員会	平和館	16以内	15	3	20.0%	0	0	2	18	9	あり		B	川崎市平和館条例

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	公募のう ち女性					
17	川崎市中原会館運営委員会	市民施設課	10以内	9	3	33.3%	0	0	2 18 3	あり		B	中原会館条例第15条、川崎市中原会館運営委員会 運営要綱
18	川崎市市民活動推進委員会	地域生活課	8以内	8	3	37.5%	2	0	2 17 12	あり		D	川崎市市民活動推進委員会設置要綱
19	川崎市広報モニター会議	広報課	15以内	15	3	20.0%	7	2	2 19 3	あり		D	川崎市広報モニター会議設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			299	85	28.4%	45	27					
	市民局合計(審議会等の数:17)			271	81	29.9%	44	26					
経済局													
1	川崎市大規模小売店舗立地審議会	商業観光課	7以内	5	1	20.0%	0	0	2 18 5	あり		B	大規模小売店舗立地法、川崎市大規模小売店舗立 地審議会条例
2	川崎市中央卸売市場南部市場取引委員会	南部市場業務課	14以内	14	0	0.0%	0	0	2 18 5	あり		B	卸売市場法第13条、川崎市中央卸売市場業務条例、 同施行規則
3	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	北部市場管理課	20以内	10	2	20.0%	0	0	2 19 3	あり		B	卸売市場法第13条、川崎市中央卸売市場業務条例、 同施行規則
4	川崎市中央卸売市場北部市場取引委員会	北部市場業務課	18以内	18	1	5.6%	0	0	2 18 5	あり		B	卸売市場法第13条、川崎市中央卸売市場業務条例、 同施行規則
5	川崎市産業振興協議会	企画課	20以内	20	3	15.0%	0	0	2 18 3	あり		D	川崎市産業振興協議会設置要綱
6	かわさき「農」の新生プラン推進会議	農業振興課	15	15	4	26.7%	3	1	3 20 3	あり		D	かわさき「農」の新生プラン推進会議設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			82	11	13.4%	3	1					
	経済局合計(審議会等の数:6)			82	11	13.4%	3	1					
環境局													
1	川崎市環境審議会	環境調整課	30以内	30	9	30.0%	6	1	2 18 2	あり		A	川崎市環境基本条例
2	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	30以内	29	9	31.0%	5	0	2 19 5	あり		D	環境パートナーシップかわさき設置要綱
3	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	20	18	2	11.1%	0	0	2 18 11	あり		B	川崎市環境影響評価に関する条例
4	川崎市先端技術産業環境保全委員会	化学物質対策課	5人以内	4	1	25.0%	0	0	2 18 3	あり		D	川崎市先端技術産業環境保全委員会要綱
5	川崎市自動車公害対策推進協議会	交通環境対策課	20	20	2	10.0%	0	0	2 18 3	あり		D	川崎市自動車公害対策推進協議会設置要綱
6	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	6	6	0	0.0%	0	0	2 18 3	あり		D	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川崎市廃棄 物処理施設の設置等の許可に関する要綱
7	汚染土壌浄化施設認定等検討会議	環境対策課	なし	3	0	0.0%	0	0	2 19 3	あり		D	汚染土壌浄化施設認定等検討会議設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			110	23	20.9%	11	1					
	環境局合計(審議会等の数:7)			110	23	20.9%	11	1					

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員 人数(人)	公募のうち 女性	任期(年)	現委員の 任期満了		再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)				年	月				
健康福祉局															
1	川崎市介護認定審査会	介護保険課	300以内	235	112	47.7%	0	0	2	19	3	あり		A	介護保険法、川崎市介護保険条例、川崎市介護認定審査会規則、川崎市介護認定審査会運営要綱
2	川崎市介護保険運営協議会	介護保険課	20	20	5	25.0%	4	2	3	18	6	あり		B	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会規則
3	市民健康づくり運動推進会議	健康増進課	18	18	5	27.8%	2	0	1	18	5	あり		D	市民健康づくり運動推進会議設置要領
4	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会	健康増進課	20	19	1	5.3%	0	0	2	19	3	あり		D	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会設置要領
5	川崎市老人保健連絡協議会	健康増進課	22	21	1	4.8%	0	0	2	17	8	あり		D	川崎市老人保健連絡協議会設置要領
6	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	15	15	1	6.7%	0	0	2	18	9	あり		A	公害健康被害の補償等に関する法律第45条、川崎市公害健康被害認定審査会条例
7	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	6	6	0	0.0%	0	0	2	18	9	あり		B	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
8	川崎市成人呼吸器疾患調査研究委員会	環境保健課	6	6	1	16.7%	0	0	4	19	3	なし		D	川崎市成人呼吸器疾患調査研究委員会条例
9	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生課	9	9	3	33.3%	0	0	2	18	3	あり		B	川崎市葬祭条例、川崎市市民葬儀実施要綱
10	川崎結核診査協議会	疾病対策課	12以内	12	3	25.0%	0	0	2	19	3	あり		A	結核予防法、川崎結核診査協議会条例
11	川崎市感染症診査協議会	疾病対策課	6以内	6	2	33.3%	0	0	2	19	3	あり		B	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項、川崎市感染症診査協議会条例
12	川崎市感染症対策協議会	疾病対策課	35以内	19	5	26.3%	0	0	2	17	9	あり		D	川崎市感染症対策協議会設置要綱
13	川崎市エイズ対策推進協議会	疾病対策課	25以内	20	3	15.0%	0	0	2	19	5	あり		D	川崎市エイズ対策推進協議会設置要綱
14	川崎市予防接種運営委員会	疾病対策課	25	25	6	24.0%	0	0	2	19	5	あり		B	川崎市予防接種運営委員会条例
15	川崎市明るい町づくり対策協議会	地域福祉課	規定なし	21	0	0.0%	0	0	なし	—	—	あり		D	川崎市明るい町づくり対策協議会要綱
16	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	29	29	6	20.7%	0	0	3	20	3	あり		A	社会福祉法第7条第2項、川崎市社会福祉審議会条例
17	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	14以内	14	3	21.4%	0	0	3	19	9	あり		A	民生委員法、川崎市民生委員施行令、川崎市民生委員推薦会規則
18	川崎市医療扶助審議会	保健指導課	10以内	10	1	10.0%	0	0	2	18	3	あり		B	川崎市医療扶助審議会条例
19	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	23	23	2	8.7%	7	1	2	19	5	あり		A	国民健康保険法
20	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害福祉課	若干名	4	1	25.0%	0	0	1	17	7	あり		B	川崎市障害者更生資金貸付審査会設置要綱
21	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	若干名	5	4	80.0%	0	0	2	18	1	あり		D	川崎市心身障害者福祉事業基金(ふれあい基金)実施要綱
22	川崎市障害者施策推進協議会	障害計画課	20以内	20	7	35.0%	0	0	2	17	11	あり		A	障害者基本法、川崎市障害者施策推進協議会条例
23	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会	障害計画課	35以内	17	3	17.6%	0	0	2	15	3	あり		B	川崎市総合リハビリテーションセンター条例

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	公募のう ち女性					
24	社会復帰訓練所運営連絡会	リハビリテーション医療センター 管理課	12以内	10	1	10.0%	0	0	2 19 3	あり		D	社会復帰訓練所運営連絡会要綱
25	社会復帰訓練所入所者受理会議	リハビリテーション医療センター 管理課	6以内	5	0	0.0%	0	0	2 19 3	あり		D	社会復帰訓練所入所者受理会議要綱
26	川崎市精神医療審査会	リハビリテーション医療センター 精神保健福祉センター	規定なし	10	3	30.0%	0	0	2 18 3	あり		A	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12 条
27	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	20人以上	17	2	11.8%	0	0	3 20 3	あり		A	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、川崎 市精神保健福祉審議会条例
28	川崎市児童福祉審議会	こども家庭課	20	20	9	45.0%	0	0	2 18 3	あり		A	児童福祉法、川崎市児童福祉審議会条例
29	川崎市母子保健運営協議会	こども家庭課	18以内	15	2	13.3%	0	0	2 19 3	あり		D	川崎市母子保健運営協議会設置要綱
30	川崎市小児特定疾患協議会	こども家庭課	7	7	2	28.6%	0	0	2 18 9	あり		D	川崎市小児特定疾患協議会設置要綱
31	川崎市保育園在園児等健康管理委員会	こども家庭課	10以内	9	3	33.3%	0	0	2 18 10	あり		D	川崎市保育園在園児等健康管理要綱
32	川崎市地域医療審議会	地域医療課	30以内	21	3	14.3%	1	1	2 17 10	あり		B	川崎市地域医療審議会条例
33	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議 会	地域医療課	15以内	15	1	6.7%	0	0	2 19 5	あり		D	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会要 綱
34	川崎市救急医療情報システム運営委員会	地域医療課	12	12	0	0.0%	0	0	2 18 4	なし		D	川崎市救急医療システム運営委員会要綱
35	川崎市血液対策協議会	地域医療課	20以内	14	2	14.3%	0	0	2 18 6	あり		B	川崎市血液対策センター条例、同条例施行規則
36	川崎市精度管理専門委員会	地域医療課	6以内	5	2	40.0%	0	0	2 19 3	あり		D	川崎市精度管理専門委員会設置要綱
37	川崎市小児救急医療連絡協議会	地域医療課	15以内	15	0	0.0%	0	0	2 18 7	なし		D	川崎市小児救急医療連絡協議会設置要綱
38	川崎市医療安全相談センター運営協議会	地域医療課	5以内	5	2	40.0%	0	0	2 17 7	あり		D	川崎市医療安全相談センター運営協議会設置要綱
39	川崎市介護老人保健施設運営委員会	介護老人保健施設三田 あすみの丘	12以内	10	4	40.0%	0	0	2 18 1	あり		B	川崎市介護老人保健施設条例
40	富士見公園環境改善連絡協議会	環境局公園管理課/健康 福祉局地域福祉課(共管)	規定なし	23	1	4.3%	0	0	なし	あり		D	富士見公園環境改善連絡協議会設置要綱
41	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会	地域福祉課	20以内	18	3	16.7%	4	2	2 18 11	あり		D	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要 綱
42	川崎市結核対策推進会議	疾病対策課	20以内	19	4	21.1%	0	0	なし	あり		D	川崎市結核対策推進会議設置要綱
43	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課	15以内	13	3	23.1%	2	2	2 19 3	あり		D	川崎市福祉有償運送運営協議会設置要綱
44	川崎市高齢者保健福祉計画策定協議会	高齢者事業推進課	20以内	16	6	37.5%	4	1	1 18 3	なし		D	川崎市高齢者保健福祉計画策定協議会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			853	228	26.7%	24	9					
	健康福祉局合計(審議会等の数:44)			853	228	26.7%	24	9					

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等	
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)		年	月					
まちづくり局																
1	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会	企画課	30以内	28	5	17.9%	4	3	2	18	7	あり		D	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会設置要綱	
2	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	5又は7	7	3	42.9%	0	0	2	18	3	あり		A	建築基準法、川崎市建築審査会条例	
3	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	2	18	6	あり		A	都市計画法、川崎市開発審査会条例	
4	川崎市建築紛争調停委員会	まちづくり調整課	9以内	9	3	33.3%	0	0	2	17	12	あり		B	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	
5	川崎市都市計画審議会	都市計画課	20以内	20	4	20.0%	3	1	2	18	4	あり		B	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例	
6	川崎市都市景観審議会	景観・まちづくり支援課	20以内	15	6	40.0%	3	0	2	17	6	あり		B	川崎市都市景観条例	
7	川崎市住宅政策審議会	住宅整備課	15以内	15	6	40.0%	3	2	2	18	8	あり		B	川崎市住宅基本条例	
8	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	10	10	0	0.0%	8	0	5	20	12	あり		A	土地区画整理法、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例	
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計										111	30	27.0%	21	6		
まちづくり局合計(審議会等の数:8)										111	30	27.0%	21	6		
建設局																
1	川崎市屋外広告物審議会	路政課	15以内	10	3	30.0%	0	0	2	18	3	あり		B	川崎市屋外広告物条例	
2	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車対策室	30	30	1	3.3%	0	0	2	18	12	あり		B	川崎市自転車等駐車対策協議会条例	
3	川崎市浸水低地改良資金貸付審査会	業務課	15以内	15	0	0.0%	0	0	なし			あり	行政 除外	(B)	川崎市浸水低地改良資金貸付条例	
4	川崎市専門委員(下水道事業問題研究担当)	経営管理課	9	9	3	33.3%	0	0	2	18	3	あり		C	川崎市専門委員設置規則	
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計										64	7	10.9%	0			
建設局合計(審議会等の数:3)										49	7	14.3%	0			
港湾局																
1	川崎港湾審議会	庶務課	35以内	27	3	11.1%	0	0	2	18	9	あり		A	港湾法及び川崎港湾審議会条例	
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計										27	3	11.1%	0			
港湾局合計(審議会等の数:1)										27	3	11.1%	0			
川崎区役所																
1	川崎区政推進会議	総務企画課	15以内	15	5	33.3%	3	2	2	18	3	あり		D	川崎区政推進会議設置要綱	

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員 人数(人)	公募のうち 女性	任期(年)	現委員の 任期満了		再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)				年	月				
2	川崎保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	18	6	33.3%	1	0	2	19	5	あり		B	地域保健法、川崎市保健所運営協議会条例
3	川崎市老人保健連絡川崎地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	17	8	あり		D	川崎市老人保健連絡川崎地区協議会設置要綱
4	川崎地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	1	7.7%	0	0	2	18	8	あり		B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎地区血液対策協議会要綱
-	市民健康づくり運動推進川崎地区会議	地域保健福祉課	12以内			会議見直し検討中			2			あり		D	市民健康づくり運動推進川崎地区会議設置運営要綱
5	川崎地区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	14	11	78.6%	0	0	2	18	5	あり		D	川崎地区地域保健推進会議設置要綱
6	川崎市民生委員推薦区会	地域保健福祉課	14以内	7	2	28.6%	0	0	3	17	6	あり		D	民生委員法第8条及び川崎市民生委員推薦会規則
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			73	26	35.6%	4	2							
川崎区役所合計(審議会等の数:6)				73	26	35.6%	4	2							
幸区役所															
1	幸区政推進会議	総務企画課	15以内	15	3	20.0%	3	2	2	17	3	あり		D	川崎市区政推進会議設置要綱
2	幸区まちづくり推進委員会	地域振興課	なし	59	21	35.6%	12	6	2	19	3	あり		D	幸区まちづくり推進委員会要綱
3	さいわい花クラブ実行委員会	地域振興課	なし	37	29	78.4%	37	29	1	18	3	あり		D	さいわい花クラブ実行委員会設置要綱
4	幸保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	17	3	17.6%	0	0	2	18	4	あり		B	川崎市保健所運営協議会条例
5	川崎市老人保健連絡幸地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	4	0	2	17	8	あり		D	川崎市老人保健連絡幸地区協議会要綱
6	幸地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	11	3	27.3%	0	0	2	18	8	あり		B	川崎市血液対策協議会要綱
-	市民健康づくり運動推進幸地区会議	地域保健福祉課	12以内			会議見直し検討中			2			あり		D	市民健康づくり運動推進川崎地区会議設置運営要綱
7	幸区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	14	12	85.7%	0	0	2	18	5	あり		D	幸区地域保健推進会議設置要綱
8	幸区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	0	0.0%	0	0	3	17	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			166	72	43.4%	56	37							
幸区役所合計(審議会等の数:8)				166	72	43.4%	56	37							
中原区役所															
1	中原区政推進会議	総務企画課	15以内	14	5	35.7%	2	1	2	18	3	あり		D	川崎市区政推進会議設置要綱
2	中原保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	20	7	35.0%	2	2	2	18	4	あり		B	地域保健法、川崎市保健所運営協議会条例
3	川崎市老人保健連絡中原地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	17	8	あり		D	川崎市老人保健連絡中原地区協議会設置要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	公募のう ち女性						
4	中原区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	18	8		B	川崎市血液対策センター条例施行規則, 中原地区血液対策協議会要綱
-	市民健康づくり運動推進中原地区会議	地域保健福祉課	12以内		会議見直し検討中				2		あり		D	市民健康づくり運動推進川崎地区会議設置運営要綱
5	中原区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	17	11	64.7%	0	0	2	18	5		D	中原区地域保健推進会議設置要綱
6	中原区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	若干名	7	2	28.6%	0	0	3	17	6		D	民生委員法
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			77	28	36.4%	4	3						
中原区役所合計(審議会等の数:6)														
高津区役所														
1	高津区市政推進会議	総務企画課	15以内	15	2	13.3%	2	13	2	18	3		D	川崎市市政推進会議設置要綱
2	高津区まちづくり協議会	地域振興課	規定なし	48	14	29.2%	38	2	2	18	3		D	高津区まちづくり協議会要綱
3	高津保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	18	6	33.3%	1	1	2	18	4		B	川崎市保健所運営協議会条例
4	川崎市老人保健連絡高津地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	2	33.3%	0	0	2	17	8		D	川崎市老人保健連絡高津地区協議会設置要綱
5	高津地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	18	8		B	川崎市血液対策センター条例施行規則, 高津地区血液対策協議会要綱
-	市民健康づくり運動推進高津地区会議	地域保健福祉課	12以内		会議見直し検討中				2		あり		D	市民健康づくり運動推進川崎地区会議設置運営要綱
6	高津区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	12	6	50.0%	0	0	2	18	5		D	高津区地域保健推進会議設置要綱
7	高津区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	17	6		D	川崎市民生委員推薦会規則
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			119	35	29.4%	41	16						
高津区役所合計(審議会等の数:7)														
宮前区役所														
1	宮前区市政推進会議	総務企画課	15以内	15	5	33.3%	2	1	2	18	3		D	川崎市市政推進会議設置要綱
2	宮前保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	17	3	17.6%	0	0	2	18	6		B	地域保健法, 川崎市保健所運営協議会条例
3	川崎市老人保健連絡宮前地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	17	8		D	川崎市老人保健連絡宮前地区協議会設置要綱
4	宮前地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	18	8		B	川崎市血液対策センター条例施行規則, 川崎地区血液対策協議会要綱
-	市民健康づくり運動推進宮前地区会議	地域保健福祉課	12以内		会議見直し検討中				2		あり		D	市民健康づくり運動推進川崎地区会議設置運営要綱
5	宮前区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	10	6	60.0%	0	0	2	18	5		D	宮前区地域保健推進会議設置要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等	
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	公募のう ち女性						任期(年)
6	宮前区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.9%	0	0	3 18 6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則	
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			68	21	30.9%	2	1						
宮前区役所合計(審議会等の数:6)				68	21	30.9%	2	1						
多摩区役所														
1	多摩区政推進会議	総務企画課	15	15	3	20.0%	3	0	2 18 3	あり		D	川崎市政推進会議設置要綱	
2	川崎市多摩保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	18	6	33.3%	1	0	2 18 4	あり		B	川崎市保健所運営協議会条例	
3	川崎市老人保健連絡多摩地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2 17 8	なし		D	川崎市老人保健連絡多摩地区協議設置運営要綱	
4	多摩地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	2	15.4%	0	0	2 18 8	あり		B	川崎市血液対策センター条例	
-	市民健康づくり運動推進多摩地区会議	地域保健福祉課	12以内	会議見直し検討中						2	あり		D	市民健康づくり運動推進川崎地区協議設置運営要綱
5	多摩区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	13	8	61.5%	0	0	2 18 5	あり		D	多摩区地域保健推進会議設置要綱	
6	多摩区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3 17 6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則	
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			72	21	29.2%	4	0						
多摩区役所合計(審議会等の数:6)				72	21	29.2%	4	0						
麻生区役所														
1	麻生区政推進会議	総務企画課	15以内	15	4	26.7%	2	0	2 18 3	あり		D	川崎市政推進会議設置要綱	
2	麻生保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	16	4	25.0%	0	0	2 18 3	あり		B	川崎市保健所運営協議会条例	
3	川崎市老人保健連絡麻生地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	0	0.0%	0	0	2 17 8	あり		D	川崎市老人保健連絡麻生地区協議設置要綱	
4	麻生地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	2	15.4%	0	0	2 18 8	あり		B	川崎市血液対策センター条例施行規則	
-	市民健康づくり運動推進麻生地区会議	地域保健福祉課	12以内	会議見直し検討中						2	あり		D	市民健康づくり運動推進川崎地区協議設置運営要綱
5	麻生区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	15	13	86.7%	0	0	2 18 5	あり		D	麻生区地域保健推進会議設置要綱	
6	麻生区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3 18 6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則	
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			72	24	33.3%	2	0						
麻生区役所合計(審議会等の数:6)				72	24	33.3%	2	0						

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性		年	月				
水道局															
1	川崎市水道事業経営問題協議会	庶務課	13以内	13	4	30.8%	2	1	2	18	5	あり		D	川崎市水道事業経営問題協議会要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			13	4	30.8%	2	1							
	水道局合計(審議会等の数;1)			13	4	30.8%	2	1							
交通局															
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会	自動車部営業課	6	6	1	16.7%	0	0	1	18	3	あり (申請者のみ)		D	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査会設置要綱
-	地下鉄・周辺整備懇談会	高速鉄道建設本部	15以内						1			あり		D	地下鉄・周辺整備懇談会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			6	1	16.7%	0	0							
	交通局合計(審議会等の数;1)			6	1	16.7%	0	0							
病院局															
1	北部医療施設開設準備連絡協議会	多摩病院準備担当	18以内	18	1	5.6%	3	1	5	18	3	なし		D	北部医療施設開設準備連絡協議会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			18	1	5.6%	3	1							
	病院局合計(審議会等の数;1)			18	1	5.6%	3	1							
消防局															
1	川崎市婦人消防育成検討委員会	予防課	規定なし	16	16	100.0%	16	16	2	18	3	なし		D	昭和59年5月1日消防局訓令第7号
2	川崎市危険物保安審議会	危険物課	20以内	16	0	0.0%	0	0	2	19	3	あり		D	川崎市危険物保安審議会規程
3	川崎市コンピート安全対策委員会	危険物課	30以内	20	1	5.0%	0	0	2	17	10	あり		D	川崎市コンピート安全対策委員会要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			52	17	32.7%	16	16							
	消防局合計(審議会等の数;3)			52	17	32.7%	16	16							
教育委員会															
1	かわさき教育プラン策定委員会	企画課	なし	23	5	21.7%	3	2	2	19	5	あり		D	かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱
2	川崎市奨学金審査会	学事課	15以内	15	4	26.7%	0	0	2	18	5	あり		B	川崎市高等学校奨学金至急条例第5条・同施行規則第11条
3	川崎市障害児通正指導委員会	総合教育センター特別支援教育センター	30以内	23	2	8.7%	0	0	1	18	3	あり		D	学校教育法施行令18条の2・川崎市障害児通正指導委員会要綱
4	川崎市教科書用図書選定審議会	指導課	40以内	39	11	28.2%	0	0	4か月	18	3	あり		B	義務教育学校教科書用図書無償措置法施行令・川崎市教科書用図書選定審議会規則

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)					
-	川崎市立学校社会見学委員会	指導課	20以内		未設置				1	あり		D	川崎市立学校社会見学委員会規則
5	川崎市障害児教育問題研究協議会	総合教育センター特別 支援教育センター	20以内	15	6	40.0%	0	0	18 3	あり		D	川崎市障害児教育問題研究協議会要綱
6	総合教育センター運営委員会	総合教育センター総務 室	25以内	19	4	21.1%	0	0	2 18 5	あり		B	総合教育センター条例第15条
7	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会	市民ミュージアム	16以内	12	1	8.3%	0	0	2 19 5	あり		D	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会設置要 綱
8	川崎市日本民家園協議会	日本民家園	10以内	10	1	10.0%	2	0	2 19 5	あり		B	川崎市日本民家園条例
9	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会	大山街道ふるさと館	10以内	8	2	25.0%	1	0	2 18 5	あり		B	川崎市大山街道ふるさと館条例,同運営協議会規則
10	川崎市青少年科学館協議会	青少年科学館	10以内	10	1	10.0%	2	1	2 18 5	あり		B	川崎市青少年科学館条例,同協議会規則
11	川崎市岡本太郎美術館協議会	岡本太郎美術館	10以内	9	1	11.1%	2	1	2 19 5	あり		B	川崎市岡本太郎美術館条例,同協議会規則
12	川崎市文化財審議会	文化財課	10以内	10	1	10.0%	0	0	2 18 3	あり		B	川崎市文化財保護条例
13	川崎市地名資料収集委員会	文化財課	10以内	4	1	25.0%	0	0	2 17 8	あり		D	地名資料収集委員会設置要綱
14	川崎市地名資料評価委員会	文化財課	3以内	3	0	0.0%	0	0	2 17 8	あり		D	地名資料評価委員会設置要綱
15	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会	健康教育課	なし	20	5	25.0%	0	0	1 18 3	あり		D	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会要綱
16	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会	健康教育課	なし	19	5	26.3%	0	0	1 18 3	あり		D	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会要綱
17	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会	健康教育課	なし	19	7	36.8%	0	0	1 18 3	あり		D	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会要綱
18	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会	健康教育課	なし	14	7	50.0%	0	0	1 18 3	あり		D	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会要綱
19	川崎市就学時健康診断検討委員会	健康教育課	なし	11	2	18.2%	0	0	1 18 3	あり		D	川崎市就学時健康診断検討委員会要綱
20	川崎市スポーツ振興審議会	スポーツ課	15以内	15	5	33.3%	2	1	2 18 4	あり		B	スポーツ振興法,川崎市スポーツ振興審議会条例
21	川崎市青少年の家運営協議会	青少年の家	10以内	10	3	30.0%	2	1	2 18 4	あり		B	川崎市青少年の家条例
22	川崎市青少年創作センター運営協議会	青少年創作センター	10以内	10	3	30.0%	2	1	2 19 4	あり		B	川崎市青少年創作センター条例
23	川崎市青黒川青少年野外活動センター 協議会	黒川青少年野外活動セ ンター	10以内	10	3	30.0%	2	1	2 18 4	あり		B	川崎市青黒川青少年野外活動センター条例
24	川崎市少年自然の家運営協議会	八ヶ岳少年自然の家	10以内	10	1	10.0%	2	0	2 19 4	あり		B	川崎市少年自然の家の条例
25	川崎市立図書館協議会	中原市民館	10以内	10	6	60.0%	2	1	2 18 5	あり		B	川崎市立図書館設置条例
26	教育文化会館及び市民館大ホール の優先申請 審査会	教育文化会館	10以内	9	3	33.3%	0	0	2 19 3	あり		D	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査 会要綱
27	川崎市教育文化会館運営協議会	教育文化会館	10以内	8	5	62.5%	2	2	2 18 4	あり		B	川崎市教育文化会館条例

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	公募のう ち女性					
28	川崎市幸市民館運営審議会	幸市民館	10以内	8	6	75.0%	1	2	18	4		B	川崎市市民館条例
29	川崎市中原市民館運営審議会	中原市民館	10以内	8	3	37.5%	1	2	18	4		B	川崎市市民館条例
30	川崎市高津市民館運営審議会	高津市民館	10以内	8	3	37.5%	1	2	18	4		B	川崎市市民館条例
31	川崎市宮前市民館運営審議会	宮前市民館	10以内	8	6	75.0%	1	2	18	4		B	川崎市市民館条例
32	川崎市多摩市民館運営審議会	多摩市民館	10以内	8	4	50.0%	0	2	18	4		B	川崎市市民館条例
33	川崎市麻生市民館運営審議会	麻生市民館	10以内	8	4	50.0%	1	2	18	5		B	川崎市市民館条例
34	川崎市地域教育会議推進協議会	生涯学習推進課	19	19	3	15.8%	0	1	18	3		D	川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱
35	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	20	20	8	40.0%	2	2	18	4		B	社会教育法第15条川崎市社会教育委員会条例
36	川崎市生涯学習システム運営委員会	生涯学習推進課	8	8	3	37.5%	0	2	18	3		D	川崎市生涯学習システム運営委員会の設置及び運営に関する要綱
-	川崎市立高等学校生涯学習推進会議	生涯学習推進課	なし	活動停止中				なし				D	川崎市立高等学校生涯学習推進会議設置要綱
37	川崎市地域日本語教育推進協議会	生涯学習推進課	8	8	4	50.0%	0	2	18	3		D	川崎市地域日本語教育推進協議会設置要綱
38	川崎市家庭教育推進協議会	生涯学習推進課	なし	15	10	66.7%	0	1	18	3		D	川崎市家庭教育推進協議会設置要綱
39	川崎市子ども会議推進委員会	生涯学習推進課	25以内	19	5	26.3%	0	1	18	3		D	川崎市子ども会議推進委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			502	154	30.7%	31	13					
	教育委員会合計(審議会等の数:39)			502	154	30.7%	31	13					
	合計(審議会等の総数:188)			2,882	805	27.8%	270	133					

5 各局区における女性委員の参加比率分布

局区名 女性委員 の参加比率	総務局	総合企画局	財政局	市民局	経済局	環境局	健康福祉局	まちづくり局	建設局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会	合計
100.0%																						1	1
90.0-99.9%																							0
80.0-89.9%							1					1					1						3
70.0-79.9%										1	1	1										2	4
60.0-69.9%				2									1			1						3	8
50.0-59.9%				3										1								4	8
40.0-49.9%				1			5	4							1							2	13
30.0-39.9%	1		3	4		2	6	1	2	2	2	1	2	2	1	1		1				9	38
20.0-29.9%	2	1		5	3	1	11	1		1	1	2	1	3	1	1	2					9	44
10.0-19.9%	1			1	1	2	10	1		1	1	2	2	1	2	3	2		1			7	38
0.0-9.9%	4			1	2	2	11	1	1	1	1	1					1			1	2	3	31
うち 0.0%	3				1	2	5	1				1										1	16
合計	8	1	3	17	6	7	44	8	3	1	6	8	6	7	6	6	6	1	1	1	3	39	188

【女性の参加比率35%を満たしていない審議会等の数】

35%未満	8	1	3	10	6	7	36	4	3	1	5	5	3	6	4	5	5	1	1	1	2	24	141
-------	---	---	---	----	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	-----

注) 参加促進要綱適用除外の附属機関は計上していない。

*各局区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、参加比率20.0～29.9%の審議会等が44（構成比23.4%）と最も高く、10.0～19.9%の審議会等と30.0～39.9%の審議会等が、いずれも38（構成比20.2%）と続き、審議会等の多くがこの範囲に集中している。また、各局区ごとに参加比率をみると、区役所の所管する審議会等で女性が参加しやすい傾向がある。

6 女性委員のいない審議会等 集計

	所管局名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時に おける男女比 への配慮	目 標		
					平成17年度	平成18年度	平成19年度
1	総務局	危機管理室 川崎市原子力施設安全 対策協議会	構成員に指定があるため。	-	-	-	
2		システム企画課 川崎市情報化戦略会議	各参加企業に委員を助成も対象として1名選任するよう依頼したが、IT関係という特性から委員は全て男性であったため。	○	本会議の設置は未定だが同様の会議を設置するときは、各参加企業に対して女性の推薦を引き続き依頼する。	本会議の設置は未定だが同様の会議を設置するときは、各参加企業に対して女性の推薦を引き続き依頼する。	
3		法制課 川崎市情報化戦略会議	平成元年当時女性の適任者がいなかったため、平成元年に任命した2名の委員については現在に至るまで引き継ぎ任用しており、自治法及び市の制度について知識が蓄積され、その実務に精通しているため。	×	平成18年度以降、現在の委員の任用動向を踏まえ検討する。	-	
4	経済局	南部市場業務課 川崎市中央卸売市場南 部市場取引委員会	場内団体に女性の推薦を依頼したが、適任者がいなかったため。	○	委員改選の際、推薦元の場内団体にに対し、女性委員の推薦を要請する。	欠員が出た場合推薦元の場内団体にに対し、女性委員の推薦を要請する。	
5	環境局	廃棄物指導課 川崎市廃棄物処理施設 専門家会議	専門知識を有する女性が少ないため	○	1人(16.7%)増やす		
6		環境対策課 汚染土壌浄化施設認定 等検討会議		×			
7	健康福祉局	環境保健課 川崎市公害健康被害補 償診療報酬等審査会	川崎市医師会に委員の推薦を依頼するが医師会理事に女性が少ないため	○	現状どおり	現状どおり	
8		地域福祉課 川崎市明るい町づくり 対策協議会	あて職で女性の参加が難しい。	○	女性が増えるよう要綱を改定する。		
9		リハビリテーション医療 センター管理課 社会復帰訓練所入所者 受理会議	女性に適任者が見当たらないこと及び行政機関委員はあて職のため。	○		女性の適任者を考慮する。	
10		地域医療課 川崎市救急医療情報シ ステム運営委員会	関係団体に女性の参画を要請したが、紹介が得られなかったため。	-	団体への推薦依頼の際に、男女比に配慮し、女性の参画を依頼する。		
11		地域医療課 川崎市小児救急医療連 絡協議会	関係団体に女性の参画を要請したが、紹介が得られなかったため。	-	団体への推薦依頼の際に、男女比に配慮し、女性の参画を依頼する。		

所管局名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮	目標	
				平成17年度	平成18年度 平成19年度
12 まちづくり局	登戸区画整理事務所 川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	H.15年度に現員への改選があったが、次の理由により女性委員を委嘱できなかった。①選挙により決定する公募委員8名については、立候補者がいなかったため。②市長が選任する学識経験者2名については、事業に必要となる地域状況を熟知した方の中から選任しているが、適任者がいなかったため	○	-	-
13 幸区役所	地域保健福祉課 幸区委員推薦区会	各団体からの推薦において女性の推薦がなかった。	×		
14 麻生区役所	地域保健福祉課 川崎市老人保健連絡麻生地区協議会	推薦依頼団体に対して、特に女性を指定して依頼していないため。	×	同様	同様
15 消防局	危険物課 川崎市危険物保安審議会	委員は各消防署危険物関係協力団体から推薦されたものであり、現在、当該団体に女性が所属していないため。	×	現委員の任期期間中各消防署危険物関係協力団体に女性が加入した場合には、推薦に際し、配慮するよう依頼する。	同左 現委員の任期期間中同左
16 教育委員会	文化財課 川崎市地名資料収集委員会	専門知識を有する女性が少ないため、登用が難しい。	×	委員再任用の際、女性委員登用に配慮する。	- 委員再任用の際、女性委員登用に配慮する。

*女性委員のいない審議会等は、全部で16である（前年度21）。

*女性委員のいない審議会等を持つ所管課の委員選任時における男女比への配慮度について、16の審議会等のうち、配慮した審議会等は7（43.8%）、配慮しなかった審議会等は6（37.5%）、無回答の審議会等は3（18.8%）であった。

参 考 资 料

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき設置された協議会等

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が2008(平成20)年度までに、35パーセントとなるようめざすことを目標とする。

(局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び室並びに市民オンブズマン事務局、収入役室、区役所、水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局の長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、市民局長と事前協議を行うものとする。

- 2 市民局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。
- 3 「附属機関等の設置等に関する要綱」(9川総行推第29号、9川総人第99号、平成9年6月9日市長決裁)の適用を受ける審議会等を所管する局長等は、当該要綱第7条第3項に定める附属機関等の委員の選任に係る総務局長の合議においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

- 4 前項の規定の適用を受けない局長等については、同様の措置を別途構ずるものとする。
- 5 市民局長は、個人情報の保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

- 第6条 局長等は、市民局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民局長に提出するものとする。
- 2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、1990（平成2）年6月1日から施行する。

この改正要綱は、1995（平成7）年6月1日から施行する。

この改正要綱は、1999（平成11）年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第3項及び第4項の規定については、附属機関等委員の委嘱日が平成17年7月1日以後のものから適用するものとする。また、施行期日前に行われた事前の協議は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市民局長 様

局長

所管課名 _____ 課

担当者名 _____ 内線 _____

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名												新規設置・改選年月日		平成 年 月 日			
根拠法令等												再任の取扱い (○をつける)		あり なし			
区分		現状値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)					
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	割合 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	割合 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	割合 (%)	
委員 内 訳	学識経験																
	団体推薦																
	市民公募																
	行政職員																
	合計																
※目標値の達成が困難な理由、今回参加率が下がる場合の理由（具体的に記入）																	

※協議の経緯・結果 委員構成の改正 人材情報の提供 要綱の改正 その他

※選任における課題等

審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局長 様

以上の通り、市民局長の確認が終了しましたので通知書を送付します。

市民局長

人権・男女共同参画室担当 印

調査の実施に伴う留意事項

1 調査の対象となる審議会等（第2条）

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき設置された協議会等

ただし、次に掲げる審議会等は、除外します。

- (1) 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの。
- (2) 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの。
- (3) 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整等のために設置されるもの。
- (4) 各種事業委託の委託団体として設置されるもの、及びその委託団体によって設置されるもの。

2 専門委員における女性委員比率の解釈

専門委員については、女性の委員比率を次のように解釈しています。

当調査においても、この解釈に即した記入をお願いします。

所管する専門委員が複数いる場合には、その総数に対し、最低でも35パーセントを女性委員とするよう、そして、最終的には男女ほぼ同数となることをめざします。

2005 年度川崎市審議会等委員への
女性の参加状況調査報告書

平成 18 年 1 月

所 管： 川崎市市民局人権・男女共同参画室
男女平等推進担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1
電 話：044-200-2300